

## 障害福祉サービス事業

### 身延町社会福祉協議会居宅介護事業所

#### 【運営方針】

○利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の援助を行う。

- (1) 入浴、排泄及び食事等の介護
- (2) 調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) その他の生活全般にわたる援助
- (5) 当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の当該利用者が行動する際に必要な援護

○事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

○事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

○上記の他、関係法令等を遵守し、事業を実施します。